

佐賀県民生委員定数条例施行規則をここに公布する。

平成 26 年 10 月 6 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 87 号

佐賀県民生委員定数条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐賀県民生委員定数条例（平成 26 年佐賀県条例第 76 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第 2 条 佐賀県民生委員定数条例の規定により規則で定める民生委員の定数は、次の表のとおりとする。

佐賀市	536 人
唐津市	335 人
鳥栖市	141 人
多久市	77 人
伊万里市	162 人
武雄市	142 人
鹿島市	96 人
小城市	91 人
嬉野市	74 人
神埼市	76 人
吉野ヶ里町	35 人
基山町	35 人
上峰町	21 人
みやき町	66 人
玄海町	19 人
有田町	59 人
大町町	30 人
江北町	26 人
白石町	71 人
太良町	29 人

(意見の聴取)

第3条 前条の民生委員の定数を定めようとするときは、当該市町の長の意見を聴くものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。